

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

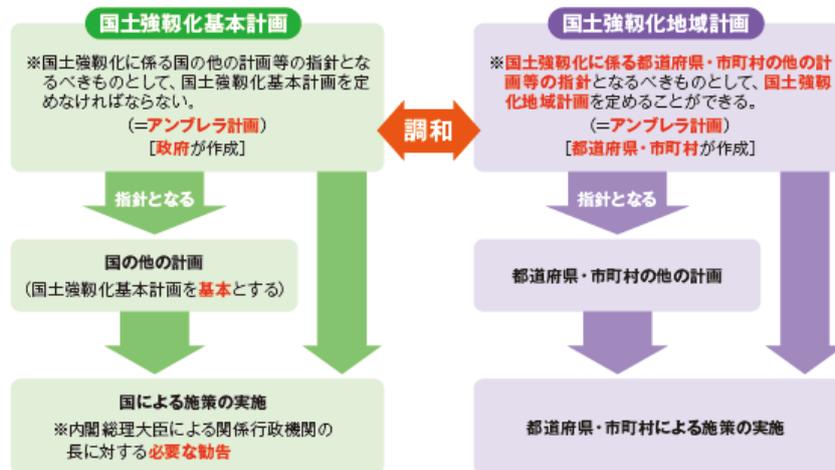
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから平成30年12月に、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

本市においても、平成30年7月豪雨等の新たに発生した災害から得られた知見を反映するとともに、令和元年5月31日の「中央防災会議」において、「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に、「臨時情報を活用した防災対応」が明確に位置づけられた等の、防災対応における国の計画等の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととし、徳島県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な鳴門市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、新たな地域計画を策定する。

2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に関し、「地域計画」以外の本市の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画及び徳島県の地域計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和2年度から令和5年度までを目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。